

広島県選挙管理委員会告示第三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用される公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会を開催することができるとして指定している次の施設の指定を取り消した旨、尾道市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十年六月二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	取消年月日
立花公民館	尾道市向島町立花一三八五番地二	平成二〇年四月三〇日